

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

#### ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

### 四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで